

1. 鎌倉市の行政評価

(1) 行政評価とは

地方自治法（昭和 22 年 4 月法律第 67 号）第 2 条第 14 項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されています。本規定に基づき、効率的かつ効果的な行政運営が行われるよう、鎌倉市においても行政評価を行っています。

(2) 行政評価の目的

行政評価とは、「政策、施策及び事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するもの（総務省『地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査結果』より）」とされています。

鎌倉市の行政評価の取組は、P D C A マネジメントサイクルの“C”（check = 評価）に該当するものであり、基本計画を着実に推進するため、施策推進に当たっての課題等を明らかにし、施策立案・改善や運営資源の最適配分に活用することを目的として、前年度に実施した事業を翌年度に評価しています。

(3) 鎌倉市の取組

ア これまでの経過

本市では、平成 14 年度（2002 年度）に事務事業評価を試行し、平成 15 年度（2003 年度）から予算体系における中事業を対象に各所管課での評価を本格導入しました。また、第 3 次鎌倉市総合計画第 2 期基本計画の政策・施策体系の分野を対象とした施策進行評価を平成 18 年度（2006 年）に試行し、平成 19 年度（2007 年度）から本格導入しました。

第 2 期基本計画までは、基本計画の施策体系と予算体系の整合が図られていなかったことから、平成 26 年度（2014 年度）までは事務事業評価と施策進行評価の 2 種類の行政評価を実施してきましたが、平成 26 年度（2014 年度）からスタートした第 3 期基本計画では、施策体系と予算体系の整合を図ったことから、平成 27 年度（2015 年度）からは施策の方針等（=予算体系における中事業）の評価と事務事業（=予算体系における小事業）の評価を一体的に実施しています。

これにより、施策と事業の関係がより明確になるとともに、施策の方針等を対象として評価を実施することで、より具体的、かつきめ細かな評価を実施しています。

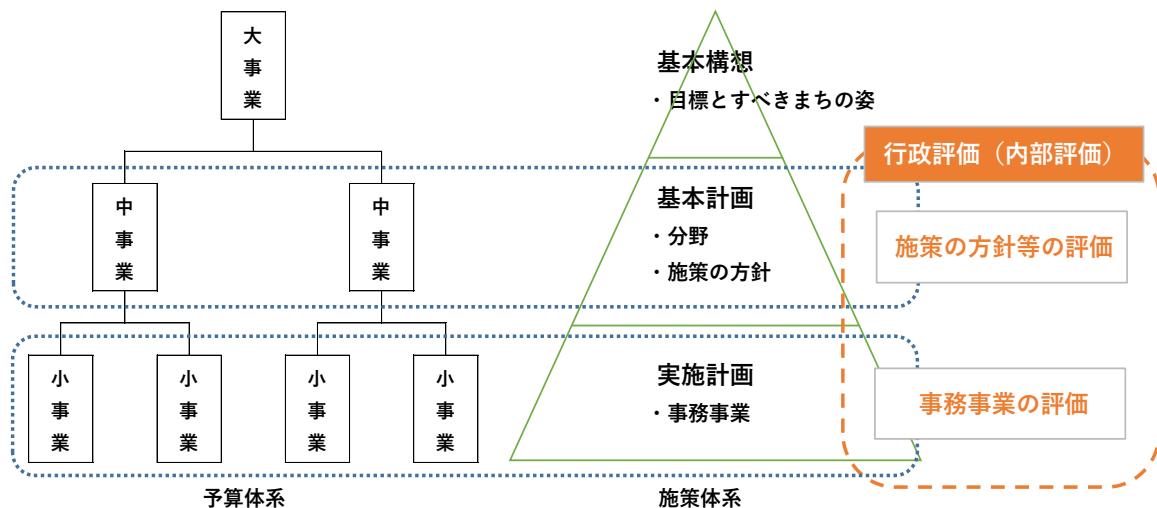
イ 令和 5 年（2023 年）度の行政評価

令和 2 年（2020 年）度からスタートした第 4 期基本計画においても、これまでどおり施策体系と予算体系の整合を図ったうえで、施策体系をよりロジカルに構成したことから、令和 5 年（2023 年）度の行政評価においても、「施策の方針等」の評価と「事務事業」の評価を一体的に実施しました。

「事務事業」の評価では、事業の妥当性・効率性・有効性等を評価し、「施策の方針等」の評価では、第4期基本計画の策定にあわせて設定した成果指標の達成状況や事務事業の進捗状況等を比較・分析し、施策の進行（達成）状況を評価しました。

こうした評価を実施することで、第4期基本計画の進捗管理を行っていきます。

【図1】行政評価の位置付け



【図2】計画の構成と期間

基本構想期間							
平成	8 ~ 12	13 ~ 17	18 ~ 22	23~	26~	28 ~ 31	令和 2~ 7
第1期基本計画（10年間）		第2期基本計画（10年間）					
前期実施計画 8~12		後期実施計画 13~17			前期 実施計画 18~22		
改定 11~12	改定 15~17		18~22	中期 実施計画 21~25		後期 実施計画 21~25	
				24~27	第3期基本計画 (6年間)		第4期基本計画 (6年間)
					前期 実施計画 26~28	後期 実施計画 29~31	実施計画 2~7
							見直し

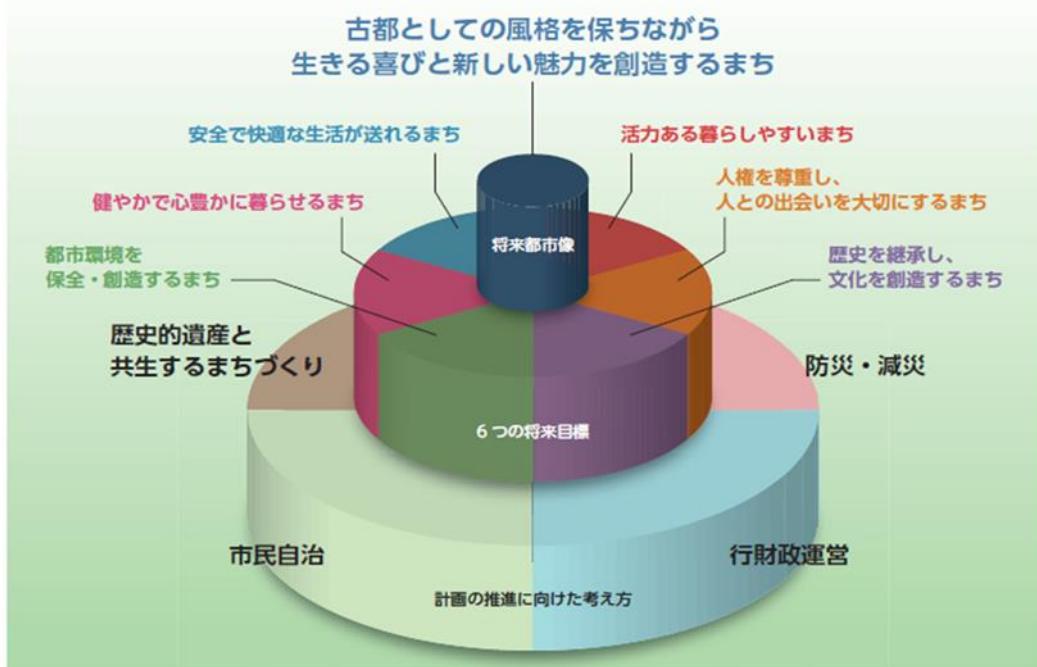
(4) 評価対象

ア 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の施策体系

第3次鎌倉市総合計画では、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、基本構想の実現に向けて、3つのまちづくりの基本理念¹の下、将来都市像と6つの将来目標を設定しています。

第4期基本計画では、総合計画の将来目標を実現するために施策体系を組み、24の分野ごとに施策の方針を位置付けて、施策の方針ごとの「目標とするまちの姿」を達成するための事務事業を推進しています。

また、全ての分野にまたがる『計画の推進に向けた考え方』として、「市民自治」「行財政運営」「防災・減災」「歴史的遺産と共生するまちづくり」の4つを位置付け、これらを実現するための事務事業も推進しています。



¹ 「1 市民自治の確立」「2 人間性豊かな地域づくり」「3 環境共生都市の創造」をまちづくりの基本理念として定めています。

【図3】第4期基本計画 政策・施策体系図

基本構想		第4期基本計画		計画の推進に向けた考え方
	将来目標	分野	施策の方針	
将来都市像 古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち	第1章 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち	(1) 平和	平和意識の醸成	市民自治
		(2) 人権	人権尊重社会の実現	行財政運営
	第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち	(3) 多文化共生社会	多文化共生社会の推進	防災・減災
		(1) 歴史環境	文化財の保護	歴史的遺産と共生するまちづくり
	第3章 都市環境を保全・創造するまち	(2) 文化	文化活動の支援・促進	
		(1) みどり	緑の保全等 都市公園の整備・管理	
	第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち	(2) 都市景観	良好な都市景観の形成 歴史的風土の保存	
		(3) 生活環境	3Rの推進・ごみの適正処理 快適な生活環境の保全 次代に向けたエネルギー・環境対策の推進	
	第5章 安全で快適な生活が送れるまち	(1) 健康福祉	多様性のある福祉サービスの充実 健康長寿社会の構築	
		(2) 予育て	子育て家庭への支援 子育て環境の整備	
	第6章 活力ある暮らしやすいまち	(3) 学校教育	教育内容・環境の充実 学校施設の管理・整備	
		(4) 青少年育成	青少年の育成・支援	
		(5) 生涯学習	生涯学習環境の整備・充実	
		(6) スポーツ・レクリエーション	スポーツ・レクリエーションの推進	
		(1) 防災・安全	防災・減災対策の充実 危機管理対策 消防機能の整備・充実 地域防犯力の充実・強化	
		(2) 市街地整備	市街地整備の推進	
		(3) 総合交通	交通環境の整備	
		(4) 道路整備	道路・橋りょうの整備・維持管理	
		(5) 住宅・住環境	住環境の整備	
		(6) 下水道・河川	下水道の整備・管理 河川の整備・管理	
		(1) 産業振興	農業・漁業の振興 商工業振興の充実	
		(2) 観光	観光振興の推進 観光基盤の整備・充実	
		(3) 勤労者福祉	労働環境の充実	
		(4) 消費者対策	安心な消費生活の実現	

イ 事務事業の評価における評価対象

「事務事業」の評価は、原則として、令和4年（2022年）度に予算を執行した事務事業を評価対象としました。また、特別会計、企業会計については、評価の単位を各会計としました。

ただし、行政評価は、基本計画を着実に推進することを目的として実施するものであるため、新型コロナウイルス感染症対策等により一時的に発生した事業は評価対象から除いています。また、令和5年（2023年）度に実施した組織の見直しにより、令和4年（2022年度）に事務事業を実施した部課名と評価を実施した部課名が異なる場合があります。

【表1】部別評価対象事務事業数

部名（令和5年度）	事務事業数	部名（令和5年度）	事務事業数
共生共創部	29	都市整備部	34
歴史まちづくり推進担当	1	会計管理者	1
総務部	29	議会事務局	4
市民防災部	35	教育文化財部	52
こどもみらい部	34	選挙管理委員会事務局	4
健康福祉部	58	監査委員事務局	1
環境部	24	農業委員会事務局	1
まちづくり計画部	13	消防本部	10
都市景観部	21	-	-
合計			351

※ 複数の課で評価している事務事業もあるため、事務事業数は延べ評価事業数となります。

ウ 施策の方針等の評価における評価対象

「施策の方針等」の評価では、24の分野に位置づけている合計37の「施策の方針」及び4つの「計画の推進に向けた考え方」のうち、予算体系において直接位置づけられる事業のない1つ（防災・減災）を除いた合計40の施策の方針等を評価対象としました。

施策の方針等ごとの担当部は、次ページの通りです。

【表2】令和5年（2023年）度 施策の方針別 評価対象部一覧表

令和5年度施策の方針一覧表